

住所を変更したら必ず届出が必要です

住民票は、居住関係を証明するだけでなく、あらゆる行政サービスの基礎となっています。住所が変更となった場合には、決められた期間内に必ず届出をしてください。

【住民異動届】

届出名		届出の期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から 上三川町へ住所を 移したとき	実際に住み始めた日 (異動日) から14日以内 ※異動日より前に届出する ことは出来ません	・転出証明書(前住所地で発行) ・マイナンバーカード ・届出人の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)
転出届	本町から 他の市区町村へ 住所を移すとき	転出する前または 転出した日から14日以内	・届出人の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など) ・マイナンバーカード(有効な署名用電子 証明書が搭載されているもの)をお持ち の方は、マイナポータルでのお手続きが 便利です。 
転居届	町内で住所を 移したとき	実際に住み始めた日 (異動日) から14日以内 ※異動日より前に届出する ことは出来ません	・マイナンバーカード ・届出人の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)

※本人、同一世帯員以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。

※届出期間内に届出が提出されなかった場合や虚偽の届出をされた場合は、5万円以下の過料(住民基本台帳法第52条)の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる転出をした方には転出証明書は発行されません。

- ▶受付場所=上三川町役場 住民課
- ▶受付時間=午前8時30分～午後5時15分(木曜日のみ午後7時まで)
土日、祝日、年末年始は除く

※3月～4月は住民異動に関係する届出が集中し、普段よりも手続きに時間がかかる場合があります。



▶問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎0285(56)9125

転入転出に伴う窓口業務の休日開庁のお知らせ

年度末年度始めに住民異動が集中するため、以下のとおり窓口業務を休日開庁します。

▶日時=3月30日(日) 午前8時30分～正午

手続き内容	担当課	連絡先	場所
住民異動届 (転入届・転居届・転出届等)	住民課 総合窓口係	☎0285(56)9125	役場本庁舎1階
個人番号カード等の住所変更			
印鑑登録			
介護保険被保険者証の交付回収			
国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせ発行	住民課 国保年金係	☎0285(56)9134	
国民年金加入			
後期高齢者医療各種証の回収			
児童手当認定請求、消滅届	子ども家庭課 子育て係	☎0285(56)9130	
児童扶養手当の住所変更届	子ども家庭課 相談支援係	☎0285(56)9137	
児童医療費受給資格登録申請	子ども家庭課 母子健康係	☎0285(56)9132	
水道料金、開栓・休止 など	上下水道課 上水道業務係	☎0285(56)9168	仮庁舎(旧中央公民館)

※ 手続き内容によっては、当日処理できない場合があります。事前に担当課へお問い合わせください。

○国民健康保険加入者へ

▶転出や転居をする方は、国民健康保険被保険者証または資格確認書をお持ちください。

なお、転出する方は、転出日以降に上三川町の国民健康保険被保険者証等を使わないようご注意ください。

▶大学、高校などに進学するため転出する方は、学生用の上三川町の資格確認書(マル学資格確認書)または資格情報のお知らせを交付しますので、次の必要書類をお持ちください。

- ・国民健康保険被保険者証または資格確認書
- ・在学証明書(入学前の場合は、合格通知書または入学許可証)の原本

国民健康保険は、住所地で加入することが原則ですが、修学のため町外に転出し、転出前に属していた世帯と生計が同一の場合は、上三川町の国民健康保険に継続して加入し、マル学被保険者となることができます。

なお、国民健康保険税は、これまでどおり転出前の世帯主に課税されます。

▶老人ホームや障がい者施設などに入所するため転出する方は、そのまま上三川町の国民健康保険を使用する場合がありますので、ご相談ください。

○後期高齢者医療制度加入者へ

県外へ転出する方は、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書をお持ちください。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎0285(56)9134